



県章

群馬県報

平成22年
3月30日(火)
第8776号

目次

ページ

規 則

- 群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害政策課) 2
- 群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(同) 16
- 群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(同) 24
- 群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課) 24
- 群馬県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則(同) 25

告 示

- 地方自治法施行令第177条第1項の規定による告示(市町村課) 26
- 知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示の一部改正(情報政策課) 26
- 群馬県保健医療計画の変更(医務課) 26
- 土砂災害警戒区域等の指定(砂防課) 27
- 都市計画事業の変更認可(都市計画課) 46

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(NPO・ボランティア推進課) 46
- 予防接種業務を行う医師(保健予防課) 46
- 都市計画事業の変更認可(都市計画課) 56
- 同 56
- 同 56
- 同 57
- 同 57
- 同 57
- 同 57
- 同 58
- 同 58
- 同 58
- 同 59
- 同 59
- 公営住宅法第47条第2項の規定による公告(建築住宅課) 59

選挙管理委員会告示

- 個人演説会等の施設の指定 60
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正 60

議 会 規 則

- 群馬県議会会議規則の一部を改正する規則(議事課) 62

■ 規 則

群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十二号

群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年群馬県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第五号身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)中「3 中心視野 エーナルドベック視野計I / 2の盲癪を由いること。」を「3 中心視野 エーナルドベック視野計I / 2の盲癪を由いること。」に改める。

様式第五号に次のように加える。

身体障害者診断書・意見書（肝臓機能障害用）

総括表

氏名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生（ ）歳	男 女
住所			
① 障害名（部位を明記）			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病、外傷発生日		年 月 日・場所	
④ 参考となる経過及び現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日			
⑤ 総合所見			
〔将来再認定 要（重度化・軽減化）・不要〕 〔再認定の時期 年 月〕			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付します。 年 月 日 病院又は診療所の名称 電話（ ） 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 印			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入のこと。） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する（ ）級相当） ・該当しない			
注 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 総合所見には、将来の再認定の必要性、必要な場合はその理由（障害が重度化する可能性があるのか、軽減する可能性があるのか）及び再認定を行うべき時期を必ず記入してください。 3 障害区分や等級決定のため、改めて身体障害者診断書・意見書の記述についてお問い合わせする場合があります。			

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日(第1回)		検査日(第2回)	
	年	月 日	年	月 日
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
腹水	なし・軽度 中程度以上 概ね ℓ		なし・軽度 中程度以上 概ね ℓ	
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

注2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度(Ⅰ・Ⅱ)	昏睡(Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8~3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0~3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム(1981年)による。

注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね1ℓ以上を軽度、3ℓ以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを 摂取していない	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある 積極的治療を実施	○ ・ ×	○ ・ ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注5 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施しているものは、1、2及び4の記載は省略可能である。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上	有 ・ 無
	検査日	
	血中アンモニア濃度150 μ g/dℓ以上	有 ・ 無
検査日	年 月 日	
症状に影響する病歴	血小板数50,000/mm ³ 以下	有 ・ 無
	検査日	
	原発性肝がん治療の既往	有 ・ 無
	確定診断日	
特発性細菌性腹膜炎治療の既往	有 ・ 無	
確定診断日		年 月 日
日常生活活動の制限	胃食道静脈 ^{りゅう} 瘤治療の既往	有 ・ 無
	確定診断日	
	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染	有 ・ 無
	最終確認日	
日常生活活動の制限	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い ^が 倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある	有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐 ^{おう} あるいは30分以上の嘔気 ^{おう} が月に7日以上ある	
	有痛性筋けいれんが1日1回以上ある	有 ・ 無

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

様式第十号及び様式第十一号を次のように改める。

様式第10号（規格A4）（第10条の2関係）

第 号
年 月 日

返還命令通知書

様

群馬県知事

印

身体障害者福祉法第16条第2項の規定に基づき、下記の理由により身体障害者手帳の返還を命じます。

記

(返還命令の理由)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に群馬県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第11号(規格A4)(第11条関係)

第 号
年 月 日

却下決定通知書

様

群馬県知事

印

年 月 日に申請された身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付について、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

(却下の理由)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に群馬県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第十七号(その5)
(裏)を次のように改める。

(裏)

意見書

医師用

①障害名(部位を明記)	
②原因となった 疾病・外傷名	交通事故、労災、その他の事故、戦傷、戦災 疾病・先天性、その他()
③疾病・外傷発生年月日	年 月 日 ・ 場所
④参考となる経過、現症(レントゲン及び検査所見を含む。)	
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日	
⑤総合所見 鼓膜所見(図あるいは文章で記載)	
聴検の結果	
平均聴力レベル	右 デシベル (4分法)
	左
(補装具交付申請日前3か月以内に、診断用オージオメータで検査したオージオグラムを添付) [将来再認定 要・不要] ・ (再認定の時期 年 月)	
⑥その他参考となる合併症状	
⑦摘要、指示等 () 級該当、非該当、等変なし (高度難聴用・重度難聴用) 補聴器効果あり(重度難聴用に○の場合は、理由を記載してください。) 【理由】	
イヤーマールド(要・否)(要に○の場合は、理由1から3までのいずれかに○をしてください。) 【理由】 1. 耳孔の変形 2. ハウリングが起きやすい 3. その他()	
人工喉頭(要・否)	
手術内容及び術式	
入院予定年月日	年 月 日 所要日数 日
手術予定年月日	年 月 日 概算額 円
*更生医療の判定に使用する場合は、更生医療概算額内訳を添付してください。	
年 月 日	
記録者	
医療機関名	医師名 印
年 月 日	
記録者	
医療機関名	群馬県心身障害者福祉センター 医師名 印

様式第十七号に次のように加える。

(その11)

相談記録票

文

受付 番号		相談日	年	月	日	担当者用 内部(肝)	
フリガナ 氏名		男 女	明・大 昭・平	年	月	日生()	歳
住所	電話番号 ()						
----- 現在の居所 : 在宅 施設 入院 その他 ()							
手帳 障害名 障害区分 手帳交付年月日	種 級(無・申請中)		手帳番号				
			肢、視、聴、内				
			年 月 日				
保険種別等	国保、社保、共済、労災、介護保険、生保、その他			年金 有・無	種 別 ()		
家族 構成							
日 常 生 活	・日常生活動作			・介護状況			
既 往 歴							
相談の主目的	更生(育成)医療、補装具、手帳関係、現症診断、施設入所、その他 ()						

記録者 職・氏名

意見書

医師用

①障害名			
②原因となった 疾病・外傷名		交通事故、労災、その他の事故、戦傷、戦災 疾病・先天性、その他()	
③疾病・外傷発生日		年 月 日	場所
④参考となる経過、現症(レントゲン及び検査所見を含む。)			
		障害固定又は障害確定(推定)	年 月 日
⑤総合所見(別紙意見書に記載してください。)			
⑥その他参考となる合併症状			
⑦摘要、指示等			
手術名			
入院予定年月日		年 月 日	所要日数 日
手術予定年月日		年 月 日	概算額 円
*更生医療の判定に使用する場合は、更生医療概算額を添付してください。			
		年 月 日	
記 録 者			
医療機関名		医師名	印

		年 月 日	
記 録 者			
医療機関名		群馬県心身障害者福祉センター	医師名 印

別紙意見書

医師用

氏名		(男・女)			
1 肝臓機能障害の重症度					
	検査日（第1回）		検査日（第2回）		
	年 月 日		年 月 日		
	状態	点数	状態	点数	
肝性脳症	なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		
腹水	なし・軽度 中程度以上		なし・軽度 中程度以上		
	概ね ℓ		概ね ℓ		
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ		
プロトロンビン時間	%		%		
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ		
合計点数	点		点		
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無		有 ・ 無		
注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。					
注2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。					
<Child-Pugh分類>					
	1点	2点	3点		
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	^{こん} 昏睡（Ⅲ以上）		
腹水	なし	軽度	中程度以上		
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満		
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満		
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0～3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超		
注3 肝性脳症の ^{こん} 昏睡度分類は、犬山シンポジウム（1981年）による。					
注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、 ^{せん} 穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね1ℓ以上を軽度、3ℓ以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。					
2 障害の変動に関する因子					
	第1回検査	第2回検査			
180日以上アルコールを 摂取していない	○ ・ ×	○ ・ ×			
改善の可能性のある 積極的治療を実施	○ ・ ×	○ ・ ×			

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注5 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施しているものは、1、2及び4の記載は省略可能である。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上	有 ・ 無
	検査日 年 月 日	
	血中アンモニア濃度150μg/dℓ以上	有 ・ 無
検査日 年 月 日		
症状に影響する病歴	血小板数50,000/mm ³ 以下	有 ・ 無
	検査日 年 月 日	
	原発性肝がん治療の既往	有 ・ 無
確定診断日 年 月 日		
日常生活活動の制限	特発性細菌性腹膜炎治療の既往	有 ・ 無
	確定診断日 年 月 日	
	胃食道静脈瘤 ^{りゅう} 治療の既往	有 ・ 無
確定診断日 年 月 日		
日常生活活動の制限	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染	有 ・ 無
	最終確認日 年 月 日	
	1日1時間以上の安静臥床 ^が を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある	有 ・ 無
1日に2回以上の嘔吐 ^{おう} あるいは30分以上の嘔気 ^{おう} が月に7日以上ある		
	有痛性筋けいれんが1日1回以上ある	有 ・ 無

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県身体障害者福祉法施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第二十三号

群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年群馬県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「及び」の下に「加入等申込書に記載されている心身障害者を年金受給権者とした」を加え、「に決定した」を「を決定した」に改める。
別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第七号(第二面)を次のように改める。

第 号

(加入者)

氏名

(年 月 日生)

住所

(心身障害者)

氏名

(年 月 日生)

住所

(年金管理者)

氏名

(年 月 日生)

住所

加入年月日

年 月 日

掛金払込期間

年 月 年 月

(第二面)

別記様式第七号(第五面)中「~~の~~」を「~~の~~」に改め、同様式(第六面)及び(第七面)を次のように改める。

が加入者若しくは心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともありますので御承知ください。

5 心身障害者が加入者よりも前に、又は同時に亡くなったときは、加入者に対して所定の弔慰金を支給しません。

6 加入者がこの制度から脱退したときは、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。

7 加入者が20年以上継続してこの制度に加入し、かつ、65歳になつてから最初に到来する加入月の当月以後は、掛金を納める必要はありません。

8 掛金の額は、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第3項に規定する保険約款に定める保険料額が改定されたときは、変更します。

(第六面)

9 次の場合は、速やかにお届けください。

(1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。

(3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。

(4) 掛金を納められなくなつたとき等

10 その他この制度の内容については、お申込みの際に御確認いただいた「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」を御確認ください。

11 その他この制度についてお尋ねのときは、最寄りの市役所若しくは町村役場又は県庁障害政策課にお問い合わせください。

(第七面)

別記様式第七号の二を次のように改める。

別記様式第7号の2(規格A6)(第3条関係)

(表面)

加入番号	
------	--

群馬県心身障害者扶養共済制度

口数追加証書

口数追加加入者

氏名

あなたは、群馬県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証します。

年 月 日

群馬県知事 _____ 印

口数追加加入者	氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	氏名	
	生年月日	年 月 日
口数追加年月日		年 月 日
掛金払込期間		年 月 ~ 年 月

(裏面)

- この証書は、加入証書と一緒に大切に保管してください。もし、この証書を破り、汚し、又は失ったときは、新しい証書を交付しますから申請してください。
- 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。もし、掛金を2月以上滞納しますと、口数追加加入者としての地位を失うこととなりますから御承知ください。
- 口数追加加入者が死亡し、又は重度障害の状態となったときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金(加算額)を支給します。
- 口数追加の際提出した書類に不実の記載があつた場合又は口数追加加入者の死亡若しくは重度障害が口数追加加入者若しくは心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともありますので御承知ください。
- 心身障害者が口数追加加入者よりも前に、又は同時に亡くなったときには、口数追加加入者に対して所定の弔慰金(加算額)を支給します。
- 口数を減少したときは、口数追加加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。
- 口数追加が20年以上継続し、かつ、口数追加加入者が65歳になつてから最初に到来する口数追加月の応当月以後は、掛金を納める必要はありません。
- 掛金の額は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第3項に規定する保険約款に定める保険料額が改定されたときは、変更します。

附則

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十四号

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年群馬県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「の保護者」を削り、「写しを」の下に「保護者及び」を加える。

別記様式第十二号中「により

病院に入院中の

は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「に基づき入院措置を、同法」に、「入院措置を解除しますから通知します」を「解除します」に改める。

別記様式第二十八号中「申請者」を「請求者」に、「患者」を「入院者」に、「精神障害者」を「入院者」に、「注 処遇改善請求内容については、具体的に改善要望事項

を記載してください。」を

「注 1 請求者は、その氏名を自署する場合は、押印を

2 請求者が代理人の場合は、代理権を有すること

3 処遇改善請求内容については、具体的に改善要

省略することができます。

を証する書面を添付してください。

望事項を記載してください。」

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十五号

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築基準法施行細則(昭和五十八年群馬県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(構造計算適合性判定に係る書類を除く。）」を削る。

第六条第一項中「建築物等」を「建築物」に改める。

第七条第一項中「建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。）」は、確認、認定、許可又は承認(以下「確認等」という。）」を受ける前にその工事の計画を取りやめた」を「法、政令、省令、条例及びこの規則の規定により建築主事又は知事に申請又は通知(法第十八条第二項、第十四項及び第十七項の規定による通知に限る。)(以下「申請等」という。))をした者が、その申請等を取り下げる」に改め、

同条第二項を削る。

第八条の見出し中「工事」を削り、同条第一項中「建築主等」を「建築主、設置者、築造主又は申請者(以下「建築主等」という。))」に、「確認等」を「確認、認定、許可又は承認(以下「確認等」という。))」に改め、「場合」の下に「又は用途変更若しくは仮使用を現実これらを行う前に取りやめた場合」を加え、「工事取りやめ届」を「工事等取りやめ届」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(指定確認検査機関に対する確認の申請)

第二十三条 第五条(第四号を除く。)の規定は、法第六条の二第一項(法第八十七条第一項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請について準用する。

別記様式第四号中

1	建築主等住所氏名	電話()	番
2	代理人住所氏名	電話()	番
3	受付年月日及び受付番号	年 月 日	第 号
4	敷地の地名地番		
5	主 要 用 途		
6	構造、規模及び延べ面積	造	階建て
7	取り下げ理由		

※受付欄

※決裁欄

を

1	建築主等又は代表者住所氏名	電話()	番
2	代理人住所氏名	電話()	番
3	取下げに係る申請等の種類		
4	受付年月日及び受付番号	年 月 日 第 号	
5	敷地の地名地番		
6	主要用途		
7	取り下げる理由		
8	備考欄		

注1 届出者は、1欄に記載される者となります。
 2 3欄は、確認申請、中間検査申請、完了検査申請、認定申請、許可申請、承認申請、認可申請若しくは指定申請又は通知の種類を記入してください。
 改める。

※受付欄	※決裁欄
※受付欄	

別記様式第四号の「を記入。
 別記様式第五号中「工事取りやめ届」や「工事等取りやめ届」に
 改める。
 附 則

に を に

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

群馬県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十二年三月三十日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第二十六号

群馬県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

群馬県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成十三年群馬県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。
 第二条を次のように改める。

(閲覧の場所)

第二条 閲覧所は、県土整備部建築住宅課内及び次に掲げる土木事務所内に設ける。

- 一 前橋土木事務所
 - 二 高崎土木事務所
 - 三 中之条土木事務所
 - 四 沼田土木事務所
 - 五 太田土木事務所
- 第三条中「午前八時三十分」を「午前九時」に、「午後五時三十分」を「午後五時」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第103号

平成22年3月28日に吾妻郡六合村を廃し、その区域を吾妻郡中之条町に編入したことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項の規定により算出した吾妻郡中之条町の人口は、次のとおりである。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

中之条町 19,398人

◎群馬県告示第104号

知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示（平成17年群馬県告示第556号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

表1の項中「（充てん事業者に係る報告を除く。）」を削り、同表2の項中「限る。）」の次に「、第35条第1項」を加え、同表中35の項を38の項とし、32の項から34の項までを3項ずつ繰り下げ、31の項を33の項とし、同項の次に次のように加える。

34 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）	第96条
----------------------------	------

表中30の項を32の項とし、3の項から29の項までを2項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	第35条の2第2項及び第3項
4 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）	第81条の14

◎群馬県告示第105号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、群馬県保健医療計画（平成17年群馬県告示第240号）を次のとおり変更し、平成22年4月1日から施行する。

なお、変更後の群馬県保健医療計画の詳細は、群馬県健康福祉部医務課並びに中部福祉事務所及び各保健福祉事務所（支所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県保健医療計画について（概要）

第1 計画策定の趣旨 本県では、県民一人ひとりが築く健康と疾病予防からリハビリテーションに至る包括的な地域保健医療の両者が一体となって形成される、健康長寿の実現に向けた方向を示す「群馬県保健医療計画」を昭和63年に策定し、平成5年、平成12年及び平成17年に見直しを行った。

その後の保健医療を取り巻く環境の変化に対応し、質が高く、切れ目のない医療を住民が安心して受けられる体制を整備するため、これまでの計画を見直し、新たな計画を策定する。

第2 計画の期間 平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

なお、市町村合併等に伴う生活圏の変化など、計画策定後の社会情勢等の変化により再検討を行う必要があるときには、計画期間内であっても関係者の合意に基づき見直しを行う。

第3 計画の内容

1章 計画の考え方

2章 群馬県の現状

3章 切れ目のない良質な医療の提供を目指します（医療連携体制の構築に関する事項）

4 疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）

6 事業（救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療・在宅医療）

4章 健康寿命を延ばす施策を推進します（下記の保健医療対策の推進に関する事項）

精神保健医療、障害保健、認知症対策、結核・感染症対策、臓器移植、難病等対策、血液確保対策、医薬品適正使用対策、医療安全、外国人の保健医療、地域リハビリテーション、保健・医療・福祉の一体的推進

5章 健康で元気な暮らしを支える人材と施設を育成します（人材と施設の育成確保に関する事項）

6章 健康で元気な暮らしを支える地域区分（医療圏と基準病床数）

◎群馬県告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の表に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域				
区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高立	下仁田町西野牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	高立	下仁田町西野牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
萱倉-1	〃	〃	〃	萱倉-1	〃	〃	〃	〃
萱倉-2	〃	〃	〃	萱倉-2	〃	〃	〃	〃
小平-1	〃	〃	〃	小平-1	〃	〃	〃	〃
小平-2	〃	〃	〃	小平-2	〃	〃	〃	〃

瀬成-1	〃	〃	〃	瀬成-1	〃	〃	〃	〃
瀬成-2	〃	〃	〃	瀬成-2	〃	〃	〃	〃
瀬成-3	〃	〃	〃	瀬成-3	〃	〃	〃	〃
大栗下	〃	〃	〃	大栗下	〃	〃	〃	〃
小出屋	〃	〃	〃	小出屋	〃	〃	〃	〃
根小屋	〃	〃	〃	根小屋	〃	〃	〃	〃
西牧-1	〃	〃	〃	西牧-1	〃	〃	〃	〃
西牧-2	〃	〃	〃	西牧-2	〃	〃	〃	〃
桑本-1	下仁田町青倉	〃	〃	桑本-1	下仁田町青倉	〃	〃	〃
桑本-2	〃	〃	〃	桑本-2	〃	〃	〃	〃
宮室-1	下仁田町南野牧	〃	〃	-	-	-	-	-
宮室-2	〃	〃	〃	-	-	-	-	-
宮室(左岸)	〃	〃	〃	宮室(左岸)	下仁田町南野牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
小河原(B)-1	下仁田町東野牧	〃	〃	小河原(B)-1	下仁田町東野牧	〃	〃	〃
小河原(B)-2	〃	〃	〃	小河原(B)-2	〃	〃	〃	〃
大平	〃	〃	〃	大平	〃	〃	〃	〃
中村-1	下仁田町上小坂	〃	〃	中村-1	下仁田町上小坂	〃	〃	〃
中村-2	〃	〃	〃	中村-2	〃	〃	〃	〃
虻田-1	下仁田町中小坂	〃	〃	虻田-1	下仁田町中小坂	〃	〃	〃
虻田-2	〃	〃	〃	虻田-2	〃	〃	〃	〃
虻田-3	〃	〃	〃	虻田-3	〃	〃	〃	〃
虻田東	〃	〃	〃	虻田東	〃	〃	〃	〃
虻田西	〃	〃	〃	虻田西	〃	〃	〃	〃
平滑A	〃	〃	〃	平滑A	〃	〃	〃	〃
中井	〃	〃	〃	中井	〃	〃	〃	〃
安導寺-1	下仁田町下小坂	〃	〃	安導寺-1	下仁田町下小坂	〃	〃	〃
安導寺-2	〃	〃	〃	安導寺-2	〃	〃	〃	〃
安導寺-3	〃	〃	〃	安導寺-3	〃	〃	〃	〃
安導寺-4	〃	〃	〃	安導寺-4	〃	〃	〃	〃
安導寺-5	〃	〃	〃	安導寺-5	〃	〃	〃	〃

関口	〃	〃	〃	関口	〃	〃	〃	〃
風口-1	下仁田町風口	〃	〃	風口-1	下仁田町風口	〃	〃	〃
風口-2	〃	〃	〃	風口-2	〃	〃	〃	〃
大北野	〃	〃	〃	大北野	〃	〃	〃	〃
跡倉-1	下仁田町青倉	〃	〃	跡倉-1	下仁田町青倉	〃	〃	〃
跡倉-2	〃	〃	〃	跡倉-2	〃	〃	〃	〃
関平	〃	〃	〃	関平	〃	〃	〃	〃
小河原-1	〃	〃	〃	小河原-1	〃	〃	〃	〃
小河原-2	〃	〃	〃	小河原-2	〃	〃	〃	〃
小河原東-1	〃	〃	〃	小河原東-1	〃	〃	〃	〃
小河原東-2	〃	〃	〃	小河原東-2	〃	〃	〃	〃
小河原東-3	〃	〃	〃	小河原東-3	〃	〃	〃	〃
清水	〃	〃	〃	清水	〃	〃	〃	〃
赤谷	〃	〃	〃	赤谷	〃	〃	〃	〃
七久保-1	〃	〃	〃	七久保-1	〃	〃	〃	〃
七久保-2	〃	〃	〃	七久保-2	〃	〃	〃	〃
七久保-3	〃	〃	〃	七久保-3	〃	〃	〃	〃
七久保-4	〃	〃	〃	七久保-4	〃	〃	〃	〃
七久保-5	〃	〃	〃	七久保-5	〃	〃	〃	〃
平原-1	〃	〃	〃	平原-1	〃	〃	〃	〃
平原-2	〃	〃	〃	平原-2	〃	〃	〃	〃
中郷-1	〃	〃	〃	中郷-1	〃	〃	〃	〃
中郷-2	〃	〃	〃	中郷-2	〃	〃	〃	〃
下栗山	下仁田町栗山	〃	〃	下栗山	下仁田町栗山	〃	〃	〃
川井-1	下仁田町川井	〃	〃	川井-1	下仁田町川井	〃	〃	〃
川井-2	〃	〃	〃	川井-2	〃	〃	〃	〃
下町-1	下仁田町下仁田	〃	〃	下町-1	下仁田町下仁田	〃	〃	〃
下町-2	〃	〃	〃	下町-2	〃	〃	〃	〃
下町-3	〃	〃	〃	下町-3	〃	〃	〃	〃
下町-4	〃	〃	〃	下町-4	〃	〃	〃	〃

森前-1	〃	〃	〃	森前-1	〃	〃	〃	〃
森前-2	〃	〃	〃	森前-2	〃	〃	〃	〃
森前-3	〃	〃	〃	森前-3	〃	〃	〃	〃
森前-4	〃	〃	〃	森前-4	〃	〃	〃	〃
東町北-1	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
東町北-2	〃	〃	〃	東町北-2	下仁田町下仁田	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
東町北-3	〃	〃	〃	東町北-3	〃	〃	〃	〃
石淵	下仁田町馬山	〃	〃	石淵	下仁田町馬山	〃	〃	〃
緑ヶ丘-1	〃	〃	〃	緑ヶ丘-1	〃	〃	〃	〃
緑ヶ丘-2	〃	〃	〃	緑ヶ丘-2	〃	〃	〃	〃
下蒔田-1	〃	〃	〃	下蒔田-1	〃	〃	〃	〃
下蒔田-2	〃	〃	〃	下蒔田-2	〃	〃	〃	〃
上蒔田-1	〃	〃	〃	上蒔田-1	〃	〃	〃	〃
上蒔田-2	〃	〃	〃	上蒔田-2	〃	〃	〃	〃
宮室	下仁田町宮室	〃	〃	宮室	下仁田町宮室	〃	〃	〃
新屋-1	下仁田町西野牧	〃	〃	新屋-1	下仁田町西野牧	〃	〃	〃
新屋-2	〃	〃	〃	新屋-2	〃	〃	〃	〃
滑岩2	〃	〃	〃	滑岩2	〃	〃	〃	〃
根小屋1	〃	〃	〃	根小屋1	〃	〃	〃	〃
横間1	下仁田町南野牧	〃	〃	横間1	下仁田町南野牧	〃	〃	〃
中萱1-1	〃	〃	〃	中萱1-1	〃	〃	〃	〃
中萱1-2	〃	〃	〃	中萱1-2	〃	〃	〃	〃
相沢5-1	〃	〃	〃	相沢5-1	〃	〃	〃	〃
相沢5-2	〃	〃	〃	相沢5-2	〃	〃	〃	〃
本宿3	下仁田町本宿	〃	〃	本宿3	下仁田町本宿	〃	〃	〃
馬居沢8	下仁田町東野牧	〃	〃	馬居沢8	下仁田町東野牧	〃	〃	〃
中井2	下仁田町中小坂	〃	〃	中井2	下仁田町中小坂	〃	〃	〃
中井3	〃	〃	〃	中井3	〃	〃	〃	〃
大久保12	下仁田町下小坂	〃	〃	大久保12	下仁田町下小坂	〃	〃	〃
大久保13	〃	〃	〃	大久保13	〃	〃	〃	〃

大鏡1-1	〃	〃	〃	大鏡1-1	〃	〃	〃	〃
大鏡1-2	〃	〃	〃	大鏡1-2	〃	〃	〃	〃
中村9	下仁田町上小坂	〃	〃	中村9	下仁田町上小坂	〃	〃	〃
湯前2	下仁田町川井	〃	〃	湯前2	下仁田町川井	〃	〃	〃
関平1	下仁田町青倉	〃	〃	関平1	下仁田町青倉	〃	〃	〃
下郷3	下仁田町下郷	〃	〃	下郷3	下仁田町下郷	〃	〃	〃
宮室4	下仁田町宮室	〃	〃	宮室4	下仁田町宮室	〃	〃	〃
大畑2	下仁田町青倉	〃	〃	大畑2	下仁田町青倉	〃	〃	〃
土谷沢3	〃	〃	〃	土谷沢3	〃	〃	〃	〃
峯大石3	〃	〃	〃	峯大石3	〃	〃	〃	〃
鷹ノ巣3	下仁田町吉崎	〃	〃	鷹ノ巣3	下仁田町吉崎	〃	〃	〃
上栗山1-1	下仁田町栗山	〃	〃	上栗山1-1	下仁田町栗山	〃	〃	〃
上栗山1-2	〃	〃	〃	上栗山1-2	〃	〃	〃	〃
上栗山2	〃	〃	〃	上栗山2	〃	〃	〃	〃
高倉5	〃	〃	〃	高倉5	〃	〃	〃	〃
上蒔田1	下仁田町馬山	〃	〃	上蒔田1	下仁田町馬山	〃	〃	〃
下鎌田1	〃	〃	〃	下鎌田1	〃	〃	〃	〃
上鎌田3	〃	〃	〃	上鎌田3	〃	〃	〃	〃
細萱1	〃	〃	〃	細萱1	〃	〃	〃	〃
東町1	下仁田町下仁田	〃	〃	東町1	下仁田町下仁田	〃	〃	〃
瀬成1	下仁田町西野牧	〃	〃	瀬成1	下仁田町西野牧	〃	〃	〃
瀬成2-1	〃	〃	〃	瀬成2-1	〃	〃	〃	〃
瀬成2-2	〃	〃	〃	瀬成2-2	〃	〃	〃	〃
瀬成2-3	〃	〃	〃	瀬成2-3	〃	〃	〃	〃
黒川11	〃	〃	〃	黒川11	〃	〃	〃	〃
黒川12	〃	〃	〃	黒川12	〃	〃	〃	〃
黒川13	〃	〃	〃	黒川13	〃	〃	〃	〃
小出屋1	〃	〃	〃	小出屋1	〃	〃	〃	〃
小出屋2	〃	〃	〃	小出屋2	〃	〃	〃	〃
中野7	〃	〃	〃	中野7	〃	〃	〃	〃

中野8	〃	〃	〃	中野8	〃	〃	〃	〃
中野9-1	〃	〃	〃	中野9-1	〃	〃	〃	〃
中野9-2	〃	〃	〃	中野9-2	〃	〃	〃	〃
中野9-3	〃	〃	〃	中野9-3	〃	〃	〃	〃
半弓1-1	〃	〃	〃	半弓1-1	〃	〃	〃	〃
半弓1-2	〃	〃	〃	半弓1-2	〃	〃	〃	〃
半弓2	〃	〃	〃	半弓2	〃	〃	〃	〃
赤岩1	〃	〃	〃	赤岩1	〃	〃	〃	〃
滑岩1	〃	〃	〃	滑岩1	〃	〃	〃	〃
滑岩3	〃	〃	〃	滑岩3	〃	〃	〃	〃
滑岩4-1	〃	〃	〃	滑岩4-1	〃	〃	〃	〃
滑岩4-2	〃	〃	〃	滑岩4-2	〃	〃	〃	〃
滑岩5	〃	〃	〃	滑岩5	〃	〃	〃	〃
四ツ本3	下仁田町上小坂	〃	〃	四ツ本3	下仁田町上小坂	〃	〃	〃
松倉1	〃	〃	〃	松倉1	〃	〃	〃	〃
松倉2	〃	〃	〃	松倉2	〃	〃	〃	〃
入1	〃	〃	〃	入1	〃	〃	〃	〃
漆萱1	下仁田町西野牧	〃	〃	漆萱1	下仁田町西野牧	〃	〃	〃
漆萱2	〃	〃	〃	漆萱2	〃	〃	〃	〃
漆萱3	〃	〃	〃	漆萱3	〃	〃	〃	〃
漆萱4	〃	〃	〃	漆萱4	〃	〃	〃	〃
漆萱5	〃	〃	〃	漆萱5	〃	〃	〃	〃
萱倉1-1	〃	〃	〃	萱倉1-1	〃	〃	〃	〃
萱倉1-2	〃	〃	〃	萱倉1-2	〃	〃	〃	〃
小平3-1	〃	〃	〃	小平3-1	〃	〃	〃	〃
小平3-2	〃	〃	〃	小平3-2	〃	〃	〃	〃
初島屋1	〃	〃	〃	初島屋1	〃	〃	〃	〃
瀬成3	〃	〃	〃	瀬成3	〃	〃	〃	〃
瀬成4	〃	〃	〃	瀬成4	〃	〃	〃	〃
瀬成5	〃	〃	〃	瀬成5	〃	〃	〃	〃

芝沢1	〃	〃	〃	芝沢1	〃	〃	〃	〃
芝沢3-1	〃	〃	〃	芝沢3-1	〃	〃	〃	〃
芝沢3-2	〃	〃	〃	芝沢3-2	〃	〃	〃	〃
芝沢4	〃	〃	〃	芝沢4	〃	〃	〃	〃
中丸1-1	下仁田町南野牧	〃	〃	中丸1-1	下仁田町南野牧	〃	〃	〃
中丸1-2	〃	〃	〃	中丸1-2	〃	〃	〃	〃
中丸2	〃	〃	〃	中丸2	〃	〃	〃	〃
中丸3-1	〃	〃	〃	中丸3-1	〃	〃	〃	〃
中丸3-2	〃	〃	〃	中丸3-2	〃	〃	〃	〃
中丸3-3	〃	〃	〃	中丸3-3	〃	〃	〃	〃
深山1	〃	〃	〃	深山1	〃	〃	〃	〃
深山2-1	〃	〃	〃	深山2-1	〃	〃	〃	〃
深山2-2	〃	〃	〃	深山2-2	〃	〃	〃	〃
清水沢2	〃	〃	〃	清水沢2	〃	〃	〃	〃
中平1	〃	〃	〃	中平1	〃	〃	〃	〃
中平2	〃	〃	〃	中平2	〃	〃	〃	〃
中平3	〃	〃	〃	中平3	〃	〃	〃	〃
芦ノ平1	〃	〃	〃	芦ノ平1	〃	〃	〃	〃
東平1	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
東平2	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
相沢1	〃	〃	〃	相沢1	下仁田町南野牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
相沢2	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
相沢3-1	〃	〃	〃	相沢3-1	下仁田町南野牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
相沢3-2	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
相沢4	〃	〃	〃	相沢4	下仁田町南野牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
相沢6	〃	〃	〃	相沢6	〃	〃	〃	〃
相沢7	〃	〃	〃	相沢7	〃	〃	〃	〃
相沢8	〃	〃	〃	相沢8	〃	〃	〃	〃
白井平1-1	〃	〃	〃	白井平1-1	〃	〃	〃	〃
白井平1-2	〃	〃	〃	白井平1-2	〃	〃	〃	〃

本宿4	下仁田町本宿	〃	〃	本宿4	下仁田町本宿	〃	〃	〃
坂詰1-1	下仁田町東野牧	〃	〃	坂詰1-1	下仁田町東野牧	〃	〃	〃
坂詰1-2	〃	〃	〃	坂詰1-2	〃	〃	〃	〃
坂詰2	〃	〃	〃	坂詰2	〃	〃	〃	〃
馬居沢1-1	〃	〃	〃	馬居沢1-1	〃	〃	〃	〃
馬居沢1-2	〃	〃	〃	馬居沢1-2	〃	〃	〃	〃
馬居沢1-3	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
馬居沢6-1	〃	〃	〃	馬居沢6-1	下仁田町東野牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
馬居沢6-2	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
馬居沢6-3	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
馬居沢7-1	〃	〃	〃	馬居沢7-1	下仁田町東野牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
馬居沢7-2	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
馬居沢9-1	〃	〃	〃	馬居沢9-1	下仁田町東野牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
馬居沢9-2	〃	〃	〃	馬居沢9-2	〃	〃	〃	〃
馬居沢10	〃	〃	〃	馬居沢10	〃	〃	〃	〃
馬居沢11	〃	〃	〃	馬居沢11	〃	〃	〃	〃
山口7	〃	〃	〃	山口7	〃	〃	〃	〃
山口8	〃	〃	〃	山口8	〃	〃	〃	〃
大平23	〃	〃	〃	大平23	〃	〃	〃	〃
大平24	〃	〃	〃	大平24	〃	〃	〃	〃
大平25	〃	〃	〃	大平25	〃	〃	〃	〃
大平27	〃	〃	〃	大平27	〃	〃	〃	〃
大平28	下仁田町中小坂	〃	〃	大平28	下仁田町中小坂	〃	〃	〃
藤井1	下仁田町東野牧	〃	〃	藤井1	下仁田町東野牧	〃	〃	〃
小河原1	〃	〃	〃	小河原1	〃	〃	〃	〃
小河原2	〃	〃	〃	小河原2	〃	〃	〃	〃
落沢1	〃	〃	〃	落沢1	〃	〃	〃	〃
落沢2	〃	〃	〃	落沢2	〃	〃	〃	〃
落沢3	〃	〃	〃	落沢3	〃	〃	〃	〃
落沢4	〃	〃	〃	落沢4	〃	〃	〃	〃

落沢5	〃	〃	〃	落沢5	〃	〃	〃	〃
虻田2	下仁田町中小坂	〃	〃	虻田2	下仁田町中小坂	〃	〃	〃
虻田3-1	〃	〃	〃	虻田3-1	〃	〃	〃	〃
虻田3-2	〃	〃	〃	虻田3-2	〃	〃	〃	〃
虻田4	〃	〃	〃	虻田4	〃	〃	〃	〃
二岩1	〃	〃	〃	二岩1	〃	〃	〃	〃
二岩2	〃	〃	〃	二岩2	〃	〃	〃	〃
二岩3	〃	〃	〃	二岩3	〃	〃	〃	〃
二岩4	〃	〃	〃	二岩4	〃	〃	〃	〃
二岩5	〃	〃	〃	二岩5	〃	〃	〃	〃
二岩6	〃	〃	〃	二岩6	〃	〃	〃	〃
滑1	〃	〃	〃	滑1	〃	〃	〃	〃
滑2	〃	〃	〃	滑2	〃	〃	〃	〃
滑3	〃	〃	〃	滑3	〃	〃	〃	〃
柿岩1	〃	〃	〃	柿岩1	〃	〃	〃	〃
山際1-1	下仁田町下小坂	〃	〃	山際1-1	下仁田町下小坂	〃	〃	〃
山際1-2	〃	〃	〃	山際1-2	〃	〃	〃	〃
田中6-1	〃	〃	〃	田中6-1	〃	〃	〃	〃
田中6-2	〃	〃	〃	田中6-2	〃	〃	〃	〃
田中7	〃	〃	〃	田中7	〃	〃	〃	〃
田中8	〃	〃	〃	田中8	〃	〃	〃	〃
森沢2	〃	〃	〃	森沢2	〃	〃	〃	〃
森沢3	〃	〃	〃	森沢3	〃	〃	〃	〃
中村5	下仁田町上小坂	〃	〃	中村5	下仁田町上小坂	〃	〃	〃
中村6	〃	〃	〃	中村6	〃	〃	〃	〃
中村7	〃	〃	〃	中村7	〃	〃	〃	〃
中村8	〃	〃	〃	中村8	〃	〃	〃	〃
中村10	〃	〃	〃	中村10	〃	〃	〃	〃
中村11	〃	〃	〃	中村11	〃	〃	〃	〃
中村12	〃	〃	〃	中村12	〃	〃	〃	〃

松倉3	〃	〃	〃	松倉3	〃	〃	〃	〃
上小坂2-1	〃	〃	〃	上小坂2-1	〃	〃	〃	〃
上小坂2-2	〃	〃	〃	上小坂2-2	〃	〃	〃	〃
四ツ本4	〃	〃	〃	四ツ本4	〃	〃	〃	〃
四ツ本5	〃	〃	〃	四ツ本5	〃	〃	〃	〃
四ツ本6	〃	〃	〃	四ツ本6	〃	〃	〃	〃
四ツ本7-1	〃	〃	〃	四ツ本7-1	〃	〃	〃	〃
四ツ本7-2	〃	〃	〃	四ツ本7-2	〃	〃	〃	〃
湯前1	下仁田町川井	〃	〃	湯前1	下仁田町川井	〃	〃	〃
湯前3	〃	〃	〃	湯前3	〃	〃	〃	〃
小北野1A-1	下仁田町風口	〃	〃	小北野1A-1	下仁田町風口	〃	〃	〃
小北野1A-2	〃	〃	〃	小北野1A-2	〃	〃	〃	〃
小北野1A-3	〃	〃	〃	小北野1A-3	〃	〃	〃	〃
小北野1B	〃	〃	〃	小北野1B	〃	〃	〃	〃
小北野2	下仁田町川井	〃	〃	小北野2	下仁田町川井	〃	〃	〃
小北野3	下仁田町大桑原	〃	〃	小北野3	下仁田町大桑原	〃	〃	〃
漆原2-1	下仁田町下郷	〃	〃	漆原2-1	下仁田町下郷	〃	〃	〃
漆原3	〃	〃	〃	漆原3	〃	〃	〃	〃
漆原2-2	〃	〃	〃	漆原2-2	〃	〃	〃	〃
漆原2-3	〃	〃	〃	漆原2-3	〃	〃	〃	〃
漆原2-4	〃	〃	〃	漆原2-4	〃	〃	〃	〃
漆原2-5	〃	〃	〃	漆原2-5	〃	〃	〃	〃
漆原4-1	〃	〃	〃	漆原4-1	〃	〃	〃	〃
漆原4-2	〃	〃	〃	漆原4-2	〃	〃	〃	〃
漆原5	〃	〃	〃	漆原5	〃	〃	〃	〃
漆原6	〃	〃	〃	漆原6	〃	〃	〃	〃
漆原7	〃	〃	〃	漆原7	〃	〃	〃	〃
宮室1	下仁田町宮室	〃	〃	宮室1	下仁田町宮室	〃	〃	〃
宮室3	〃	〃	〃	宮室3	〃	〃	〃	〃
風口1	下仁田町大桑原	〃	〃	風口1	下仁田町大桑原	〃	〃	〃

大北野1-1	下仁田町風口	〃	〃	大北野1-1	下仁田町風口	〃	〃	〃
大北野1-2	〃	〃	〃	大北野1-2	〃	〃	〃	〃
大畑1	下仁田町青倉	〃	〃	大畑1	下仁田町青倉	〃	〃	〃
清水1-1	〃	〃	〃	清水1-1	〃	〃	〃	〃
清水1-2	〃	〃	〃	清水1-2	〃	〃	〃	〃
土谷沢1-1	〃	〃	〃	土谷沢1-1	〃	〃	〃	〃
土谷沢1-2	〃	〃	〃	土谷沢1-2	〃	〃	〃	〃
土谷沢5	〃	〃	〃	土谷沢5	〃	〃	〃	〃
土谷沢6	〃	〃	〃	土谷沢6	〃	〃	〃	〃
土谷沢7	〃	〃	〃	土谷沢7	〃	〃	〃	〃
土谷沢8	〃	〃	〃	土谷沢8	〃	〃	〃	〃
土谷沢9	〃	〃	〃	土谷沢9	〃	〃	〃	〃
土谷沢10	〃	〃	〃	土谷沢10	〃	〃	〃	〃
桑本1-1	〃	〃	〃	桑本1-1	〃	〃	〃	〃
桑本1-2	〃	〃	〃	桑本1-2	〃	〃	〃	〃
桑本1-3	〃	〃	〃	桑本1-3	〃	〃	〃	〃
桑本2	〃	〃	〃	桑本2	〃	〃	〃	〃
桑本3	〃	〃	〃	桑本3	〃	〃	〃	〃
桑本4	〃	〃	〃	桑本4	〃	〃	〃	〃
小河原1	〃	〃	〃	小河原1	〃	〃	〃	〃
峯大石1	〃	〃	〃	峯大石1	〃	〃	〃	〃
峯大石2	〃	〃	〃	峯大石2	〃	〃	〃	〃
峯大石4	〃	〃	〃	峯大石4	〃	〃	〃	〃
赤谷4	〃	〃	〃	赤谷4	〃	〃	〃	〃
赤谷5	〃	〃	〃	赤谷5	〃	〃	〃	〃
赤谷6	〃	〃	〃	赤谷6	〃	〃	〃	〃
赤谷7	〃	〃	〃	赤谷7	〃	〃	〃	〃
七久保1-1	〃	〃	〃	七久保1-1	〃	〃	〃	〃
七久保1-2	〃	〃	〃	七久保1-2	〃	〃	〃	〃
七久保2	〃	〃	〃	七久保2	〃	〃	〃	〃

七久保3	〃	〃	〃	七久保3	〃	〃	〃	〃
青倉1-1	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
青倉1-2	〃	〃	〃	青倉1-2	下仁田町青倉	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
青倉1-3	〃	〃	〃	青倉1-3	〃	〃	〃	〃
青倉1-4	〃	〃	〃	青倉1-4	〃	〃	〃	〃
青倉2	〃	〃	〃	青倉2	〃	〃	〃	〃
鷹ノ巣1-1	下仁田町栗山	〃	〃	鷹ノ巣1-1	下仁田町栗山	〃	〃	〃
鷹ノ巣1-2	〃	〃	〃	鷹ノ巣1-2	〃	〃	〃	〃
鷹ノ巣2-1	〃	〃	〃	鷹ノ巣2-1	〃	〃	〃	〃
鷹ノ巣2-2	〃	〃	〃	鷹ノ巣2-2	〃	〃	〃	〃
下栗山1	〃	〃	〃	下栗山1	〃	〃	〃	〃
上栗山3	〃	〃	〃	上栗山3	〃	〃	〃	〃
上栗山4	〃	〃	〃	上栗山4	〃	〃	〃	〃
上栗山5	〃	〃	〃	上栗山5	〃	〃	〃	〃
高倉1	〃	〃	〃	高倉1	〃	〃	〃	〃
高倉2	〃	〃	〃	高倉2	〃	〃	〃	〃
高倉3	〃	〃	〃	高倉3	〃	〃	〃	〃
高倉4	〃	〃	〃	高倉4	〃	〃	〃	〃
千沢1	下仁田町吉崎	〃	〃	千沢1	下仁田町吉崎	〃	〃	〃
岩山1-1	〃	〃	〃	岩山1-1	〃	〃	〃	〃
岩山1-2	〃	〃	〃	岩山1-2	〃	〃	〃	〃
下吉崎1	〃	〃	〃	下吉崎1	〃	〃	〃	〃
下吉崎2	〃	〃	〃	下吉崎2	〃	〃	〃	〃
安楽地1	下仁田町馬山	〃	〃	安楽地1	下仁田町馬山	〃	〃	〃
安楽地2	〃	〃	〃	安楽地2	〃	〃	〃	〃
横瀬1	〃	〃	〃	横瀬1	〃	〃	〃	〃
上横瀬1	〃	〃	〃	上横瀬1	〃	〃	〃	〃
下蒔田1	〃	〃	〃	下蒔田1	〃	〃	〃	〃
下蒔田2	〃	〃	〃	下蒔田2	〃	〃	〃	〃
上鎌田1	〃	〃	〃	上鎌田1	〃	〃	〃	〃

上鎌田2-1	〃	〃	〃	上鎌田2-1	〃	〃	〃	〃
上鎌田2-2	〃	〃	〃	上鎌田2-2	〃	〃	〃	〃
上鎌田4	〃	〃	〃	上鎌田4	〃	〃	〃	〃
諸沢3	〃	〃	〃	諸沢3	〃	〃	〃	〃
諸沢4	〃	〃	〃	諸沢4	〃	〃	〃	〃
石淵1	〃	〃	〃	石淵1	〃	〃	〃	〃
桑本5	下仁田町青倉	〃	〃	桑本5	下仁田町青倉	〃	〃	〃
桑本6	〃	〃	〃	桑本6	〃	〃	〃	〃
七久保7	下仁田町平原	〃	〃	七久保7	下仁田町平原	〃	〃	〃
七久保4-1	下仁田町青倉	〃	〃	七久保4-1	下仁田町青倉	〃	〃	〃
七久保4-2	〃	〃	〃	七久保4-2	〃	〃	〃	〃
七久保4-3	〃	〃	〃	七久保4-3	〃	〃	〃	〃
七久保5	〃	〃	〃	七久保5	〃	〃	〃	〃
七久保6-1	〃	〃	〃	七久保6-1	〃	〃	〃	〃
七久保6-2	〃	〃	〃	七久保6-2	〃	〃	〃	〃
大鏡1	下仁田町下仁田	〃	〃	大鏡1	下仁田町下仁田	〃	〃	〃
大鏡2-1	〃	〃	〃	大鏡2-1	〃	〃	〃	〃
大鏡2-2	〃	〃	〃	大鏡2-2	〃	〃	〃	〃
大鏡3	〃	〃	〃	大鏡3	〃	〃	〃	〃
東町2	〃	〃	〃	東町2	〃	〃	〃	〃
岩山イ	下仁田町吉崎	〃	〃	岩山イ	下仁田町吉崎	〃	〃	〃
諸-1	〃	〃	〃	諸-1	〃	〃	〃	〃
諸-2	〃	〃	〃	諸-2	〃	〃	〃	〃
平滑B	下仁田町中小坂	〃	〃	平滑B	下仁田町中小坂	〃	〃	〃
諸沢2	下仁田町馬山	〃	土石流	諸沢2	下仁田町馬山	〃	土石流	〃
田城沢	〃	〃	〃	田城沢	〃	〃	〃	〃
桐ノ木沢	〃	〃	〃	桐ノ木沢	〃	〃	〃	〃
木戸入沢1	〃	〃	〃	木戸入沢1	〃	〃	〃	〃
木戸入沢2	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
橋ノ入沢	〃	〃	〃	橋ノ入沢	下仁田町馬山	別図のとおり	土石流	別紙のとおり

御座ノ久保沢	〃	〃	〃	御座ノ久保沢	〃	〃	〃	〃
蒔田川	〃	〃	〃	蒔田川	〃	〃	〃	〃
入ノ替戸沢	〃	〃	〃	入ノ替戸沢	〃	〃	〃	〃
細萱沢	〃	〃	〃	細萱沢	〃	〃	〃	〃
白石沢	〃	〃	〃	白石沢	〃	〃	〃	〃
上横瀬沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
藤田川—1	下仁田町吉崎	〃	〃	藤田川—1	下仁田町吉崎	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
藤田川—2	〃	〃	〃	藤田川—2	〃	〃	〃	〃
藤田川—3	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
千沢川	〃	〃	〃	千沢川	下仁田町吉崎	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
千沢林川	〃	〃	〃	千沢林川	〃	〃	〃	〃
東ノ入沢	下仁田町栗山	〃	〃	東ノ入沢	下仁田町栗山	〃	〃	〃
柴木沢東沢	〃	〃	〃	柴木沢東沢	〃	〃	〃	〃
柴木沢西沢	〃	〃	〃	柴木沢西沢	〃	〃	〃	〃
高倉川—1	〃	〃	〃	高倉川—1	〃	〃	〃	〃
高倉川—2	〃	〃	〃	高倉川—2	〃	〃	〃	〃
竹ノ沢	〃	〃	〃	竹ノ沢	〃	〃	〃	〃
栗山川	〃	〃	〃	栗山川	〃	〃	〃	〃
下栗山沢	〃	〃	〃	下栗山沢	〃	〃	〃	〃
夏内沢	下仁田町青倉	〃	〃	夏内沢	下仁田町青倉	〃	〃	〃
オオガヤ沢	〃	〃	〃	オオガヤ沢	〃	〃	〃	〃
平井戸沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
青倉清水沢	〃	〃	〃	青倉清水沢	下仁田町青倉	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
塩ノ宮沢	〃	〃	〃	塩ノ宮沢	〃	〃	〃	〃
桑本沢—1	〃	〃	〃	桑本沢—1	〃	〃	〃	〃
桑本沢—2	〃	〃	〃	桑本沢—2	〃	〃	〃	〃
桑本沢—3	〃	〃	〃	桑本沢—3	〃	〃	〃	〃
上野平沢	〃	〃	〃	上野平沢	〃	〃	〃	〃
七久保南沢	〃	〃	〃	七久保南沢	〃	〃	〃	〃
小沢坂沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—

白倉沢	〃	〃	〃	白倉沢	下仁田町青倉	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
滝ノ下沢	〃	〃	〃	滝ノ下沢	〃	〃	〃	〃
大石清水沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
大畠沢	〃	〃	〃	大畠沢	下仁田町青倉	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
なかもう沢	〃	〃	〃	なかもう沢	〃	〃	〃	〃
小川原沢	〃	〃	〃	小川原沢	〃	〃	〃	〃
香匠免沢	〃	〃	〃	香匠免沢	〃	〃	〃	〃
大桑原東沢	下仁田町大桑原	〃	〃	大桑原東沢	下仁田町大桑原	〃	〃	〃
大桑原西沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
大久保沢	下仁田町宮室	〃	〃	大久保沢	下仁田町宮室	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
大平沢	〃	〃	〃	大平沢	〃	〃	〃	〃
横岩沢	下仁田町下郷	〃	〃	—	—	—	—	—
金沢沢	〃	〃	〃	金沢沢	下仁田町下郷	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
大宣沢-1	〃	〃	〃	大宣沢-1	〃	〃	〃	〃
大宣沢-2	〃	〃	〃	大宣沢-2	〃	〃	〃	〃
梅ノ久保沢	下仁田町風口	〃	〃	梅ノ久保沢	下仁田町風口	〃	〃	〃
柴町沢	下仁田町川井	〃	〃	—	—	—	—	—
カケザワ沢	〃	〃	〃	カケザワ沢	下仁田町川井	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
掛沢沢	〃	〃	〃	掛沢沢	〃	〃	〃	〃
大久保山際沢	下仁田町下小坂	〃	〃	大久保山際沢	下仁田町下小坂	〃	〃	〃
落沢川-1	下仁田町東野牧	〃	〃	落沢川-1	下仁田町東野牧	〃	〃	〃
落沢川-2	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
馬居沢川	〃	〃	〃	馬居沢川	下仁田町東野牧	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
茶原沢	〃	〃	〃	茶原沢	〃	〃	〃	〃
滑沢	下仁田町本宿	〃	〃	滑沢	下仁田町本宿	〃	〃	〃
トザワ沢	〃	〃	〃	トザワ沢	〃	〃	〃	〃
中野在家沢	〃	〃	〃	中野在家沢	〃	〃	〃	〃
野沢	〃	〃	〃	野沢	〃	〃	〃	〃
横間沢	下仁田町南野牧	〃	〃	横間沢	下仁田町南野牧	〃	〃	〃
市ノ宣沢	〃	〃	〃	市ノ宣沢	〃	〃	〃	〃

屋敷沢	〃	〃	〃	屋敷沢	〃	〃	〃	〃
神津川	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
森ノ沢	〃	〃	〃	森ノ沢	下仁田町南野牧	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
水入沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
岩鼻沢	〃	〃	〃	岩鼻沢	下仁田町南野牧	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
本ノ入沢	〃	〃	〃	本ノ入沢	〃	〃	〃	〃
江戸沢	下仁田町西野牧	〃	〃	—	—	—	—	—
芝ノ沢	〃	〃	〃	芝ノ沢	下仁田町西野牧	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
葛倉沢	〃	〃	〃	葛倉沢	〃	〃	〃	〃
後原沢-1	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
後原沢-2	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
カイノクボ沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
滑岩沢	〃	〃	〃	滑岩沢	下仁田町西野牧	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
馬瀬口沢	〃	〃	〃	馬瀬口沢	〃	〃	〃	〃
西竹ノ平沢	〃	〃	〃	西竹ノ平沢	〃	〃	〃	〃
棚久保沢-1	〃	〃	〃	棚久保沢-1	〃	〃	〃	〃
棚久保沢-2	〃	〃	〃	棚久保沢-2	〃	〃	〃	〃
鑄川小出屋沢	〃	〃	〃	鑄川小出屋沢	〃	〃	〃	〃
高石沢	〃	〃	〃	高石沢	〃	〃	〃	〃
藤井沢	下仁田町本宿	〃	〃	藤井沢	下仁田町本宿	〃	〃	〃
萩ノ内沢	〃	〃	〃	萩ノ内沢	〃	〃	〃	〃
西沢	下仁田町東野牧	〃	〃	西沢	下仁田町東野牧	〃	〃	〃
坂詰川	〃	〃	〃	坂詰川	〃	〃	〃	〃
尺地沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
清水平沢1	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
清水平沢2	〃	〃	〃	清水平沢2	下仁田町東野牧	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
奴居出沢1	下仁田町中小坂	〃	〃	奴居出沢1	下仁田町中小坂	〃	〃	〃
奴居出沢2	〃	〃	〃	奴居出沢2	〃	〃	〃	〃
奴居出沢3	〃	〃	〃	奴居出沢3	〃	〃	〃	〃
中村四ツ家沢	下仁田町上小坂	〃	〃	中村四ツ家沢	下仁田町上小坂	〃	〃	〃

漆萱沢3	〃	〃	〃	漆萱沢3	〃	〃	〃	〃
諏訪西沢	〃	〃	〃	諏訪西沢	〃	〃	〃	〃
大淵沢	〃	〃	〃	大淵沢	〃	〃	〃	〃
春日田入沢	下仁田町中小坂	〃	〃	春日田入沢	下仁田町中小坂	〃	〃	〃
中井沢川	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
梅沢川	下仁田町下小坂	〃	〃	梅沢川	下仁田町下小坂	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
日沢	〃	〃	〃	日沢	〃	〃	〃	〃
うそ沢	〃	〃	〃	うそ沢	〃	〃	〃	〃
関口沢	〃	〃	〃	関口沢	〃	〃	〃	〃
田ノ入沢	下仁田町下仁田	〃	〃	田ノ入沢	下仁田町下仁田	〃	〃	〃
境沢	〃	〃	〃	境沢	〃	〃	〃	〃
安導寺沢	〃	〃	〃	安導寺沢	〃	〃	〃	〃
折ノ沢1	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
折ノ沢2	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
折ノ沢3	〃	〃	〃	折ノ沢3	下仁田町下仁田	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
下町北沢	〃	〃	〃	下町北沢	〃	〃	〃	〃
山霊沢	〃	〃	〃	山霊沢	〃	〃	〃	〃
下町南沢	〃	〃	〃	下町南沢	〃	〃	〃	〃
滝の入沢	〃	〃	〃	滝の入沢	〃	〃	〃	〃
清泉寺沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
東町西沢	〃	〃	〃	東町西沢	下仁田町下仁田	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
東町東沢	〃	〃	〃	東町東沢	〃	〃	〃	〃
丸山沢	下仁田町馬山	〃	〃	丸山沢	下仁田町馬山	〃	〃	〃
下蒔田西沢	〃	〃	〃	下蒔田西沢	〃	〃	〃	〃
下蒔田東沢	〃	〃	〃	下蒔田東沢	〃	〃	〃	〃
上蒔田沢	〃	〃	〃	上蒔田沢	〃	〃	〃	〃
岩山沢	下仁田町吉崎	〃	〃	—	—	—	—	—
千沢沢	〃	〃	〃	千沢沢	下仁田町吉崎	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
下吉崎沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
上栗山沢	下仁田町栗山	〃	〃	上栗山沢	下仁田町栗山	別図のとおり	土石流	別紙のとおり

鷹ノ巣沢	〃	〃	〃	鷹ノ巣沢	〃	〃	〃	〃
七久保北沢	下仁田町青倉	〃	〃	七久保北沢	下仁田町青倉	〃	〃	〃
下小坂山際沢	下仁田町下小坂	〃	〃	—	—	—	—	—
山際沢1	〃	〃	〃	山際沢1	下仁田町下小坂	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
山際沢2	〃	〃	〃	山際沢2	〃	〃	〃	〃
山際沢3	〃	〃	〃	山際沢3	〃	〃	〃	〃
山際沢4	〃	〃	〃	山際沢4	〃	〃	〃	〃
大倉沢	下仁田町東野牧	〃	〃	大倉沢	下仁田町東野牧	〃	〃	〃
馬居沢北沢	〃	〃	〃	馬居沢北沢	〃	〃	〃	〃
馬居沢南沢	〃	〃	〃	馬居沢南沢	〃	〃	〃	〃
西裏沢	〃	〃	〃	西裏沢	〃	〃	〃	〃
馬居沢北川	〃	〃	〃	馬居沢北川	〃	〃	〃	〃
馬居沢南川	〃	〃	〃	馬居沢南川	〃	〃	〃	〃
天神沢	下仁田町南野牧	〃	〃	天神沢	下仁田町南野牧	〃	〃	〃
竹ノ入北沢	〃	〃	〃	竹ノ入北沢	〃	〃	〃	〃
竹ノ入南沢	〃	〃	〃	竹ノ入南沢	〃	〃	〃	〃
相沢南入沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
西原沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
相沢西入沢	〃	〃	〃	相沢西入沢	下仁田町南野牧	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
白井平沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
屋敷川	〃	〃	〃	屋敷川	下仁田町南野牧	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
白影畠沢	〃	〃	〃	白影畠沢	〃	〃	〃	〃
高草履沢	〃	〃	〃	高草履沢	〃	〃	〃	〃
大平沢	〃	〃	〃	大平沢	〃	〃	〃	〃
イヌイクボ沢	〃	〃	〃	イヌイクボ沢	〃	〃	〃	〃
深出沢	〃	〃	〃	深出沢	〃	〃	〃	〃
横間北沢	〃	〃	〃	横間北沢	〃	〃	〃	〃
清水沢沢	下仁田町西野牧	〃	〃	清水沢沢	下仁田町西野牧	〃	〃	〃
新屋南沢	〃	〃	〃	新屋南沢	〃	〃	〃	〃
高立沢	〃	〃	〃	高立沢	〃	〃	〃	〃

小平沢	〃	〃	〃	小平沢	〃	〃	〃	〃
新屋沢	〃	〃	〃	新屋沢	〃	〃	〃	〃
西野牧清水沢	〃	〃	〃	西野牧清水沢	〃	〃	〃	〃
赤岩沢	〃	〃	〃	赤岩沢	〃	〃	〃	〃
根小屋沢	〃	〃	〃	根小屋沢	〃	〃	〃	〃
後山沢	下仁田町東野牧	〃	〃	—	—	—	—	—
山口沢	〃	〃	〃	山口沢	下仁田町東野牧	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
滑西沢	下仁田町中小坂	〃	〃	滑西沢	下仁田町中小坂	〃	〃	〃
滑東沢	〃	〃	〃	滑東沢	〃	〃	〃	〃
二岩南沢	〃	〃	〃	二岩南沢	〃	〃	〃	〃
虻田沢	〃	〃	〃	虻田沢	〃	〃	〃	〃
奴居出沢	〃	〃	〃	奴居出沢	〃	〃	〃	〃
中村沢	下仁田町上小坂	〃	〃	中村沢	下仁田町上小坂	〃	〃	〃
漆萱沢1	〃	〃	〃	漆萱沢1	〃	〃	〃	〃
漆萱東沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
漆萱沢4	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
漆萱沢2	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
広川原沢	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
赤根沢	下仁田町中小坂	〃	〃	赤根沢	下仁田町中小坂	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
二岩西沢	〃	〃	〃	二岩西沢	〃	〃	〃	〃
二岩沢	〃	〃	〃	二岩沢	〃	〃	〃	〃
二岩東沢	〃	〃	〃	二岩東沢	〃	〃	〃	〃
中島沢	〃	〃	〃	中島沢	〃	〃	〃	〃
峠沢	下仁田町白山	〃	〃	峠沢	下仁田町白山	〃	〃	〃
小北野東沢	下仁田町風口	〃	〃	小北野東沢	下仁田町風口	〃	〃	〃
小北野沢	〃	〃	〃	小北野沢	〃	〃	〃	〃

「別図」及び「別紙」は、省略し、群馬県富岡土木事務所及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認めたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 沼田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成17年群馬県告示第117号沼田都市計画道路事業 3・3・1号 環状線及び3・6・2号 材木町柳町線
- 3 事業施行期間 平成11年2月12日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成22年3月17日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人群馬県スローフード協会
- 3 代表者の氏名 田中修
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市大友町一丁目6番地11
- 5 定款に記載された目的 この法人は、群馬県における食環境の保全や、食文化の振興を図るとともに、食生活を通じて、子ども達を含めた県民の食育や健全育成に寄与することを目的とする。

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項又は第6条第1項の規定により行う予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

前橋市保健所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
金古康	医療法人金古医院	前橋市日吉町3-26-6

田村一志	医療法人愛弘会横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22
鈴木雅登	医療法人愛弘会横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22
村上成行	医療法人愛弘会横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22
小野芳啓	前橋プライマリ泌尿器科内科	前橋市上佐鳥町51-3
神谷早絵子	医療法人中沢会上毛病院	前橋市下大島町596-1
栗田澄江	医療法人中沢会上毛病院	前橋市下大島町596-1
齋藤良	医療法人中沢会上毛病院	前橋市下大島町596-1
久保田文雄	医療法人高柳会赤城病院	前橋市江木町1072
富田智之	二子山クリニック	前橋市朝倉町1-3-18
中島一恵	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15
松村智文	財団法人老年病研究所附属病院	前橋市大友町3-26-8
古田夏海	財団法人老年病研究所附属病院	前橋市大友町3-26-8
小保方勝	財団法人老年病研究所附属病院	前橋市大友町3-26-8
山岸美保	財団法人老年病研究所附属病院	前橋市大友町3-26-8
新井規之	財団法人老年病研究所附属病院	前橋市大友町3-26-8
安齋徹男	財団法人老年病研究所附属病院	前橋市大友町3-26-8
坂井真梨子	群馬社会保険介護老人保健施設サンビューぐんま	前橋市紅雲町1-7-13
武智瑠美	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
増田士郎	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
田川みなみ	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
木暮憲道	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
平井英子	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
藍原龍介	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
豊田泰幸	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
佐藤万基人	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
田原研一	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
山下眞	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
平松範行	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
木村有宏	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
中原健裕	医療法人相生会わかば病院	前橋市新前橋町3-3

許正道	医療法人相生会わかば病院	前橋市新前橋町3-3
落合由加利	群馬社会保険介護老人保健施設サンビューぐんま	前橋市紅雲町1-7-13
平柳公利	医療法人前橋北病院	前橋市下細井町692
斎藤勇一郎	医療法人前橋北病院	前橋市下細井町692
小澤厚志	医療法人前橋北病院	前橋市下細井町692
田村明豊	たむらこどもクリニック	前橋市西片貝町3-123-5
田村一志	たむらこどもクリニック	前橋市西片貝町3-123-5
石原美紀江	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
清野秀一	医療法人前橋北病院	前橋市下細井町692
坂元壽恵	横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22
羽鳥幸恵	横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22
五十嵐誠悟	五十嵐医院	前橋市富士見町原之郷295
生方幹夫	善衆会病院	前橋市二之宮町1381
遠藤範之	善衆会病院	前橋市二之宮町1381
富田健介	善衆会病院	前橋市二之宮町1381
富田光	善衆会病院	前橋市二之宮町1381
山口蔵人	善衆会病院	前橋市二之宮町1381
小林和弘	小林外科胃腸科医院	前橋市広瀬町2-1-12

渋川保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
日原美和子	医療法人群栄会田中病院	北群馬郡吉岡町大字陣馬98
長谷川憲一	財団法人大利根会榛名病院	渋川市渋川3658-20
日原美和子	医療法人橘会上之原病院	渋川市北橋町上南室167-5
森川知子	医療法人橘会上之原病院	渋川市北橋町上南室167-5
成田秀幸	医療法人橘会上之原病院	渋川市北橋町上南室167-5
石嶋秀行	北毛保健生活協同組合北毛病院	渋川市有馬237-1
桜井光世	北毛保健生活協同組合北毛病院	渋川市有馬237-1
佐藤伸一郎	赤城高原ホスピタル	渋川市赤城町北赤城山1051

伊勢崎保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
小松崎大助	旭ヶ丘診療所	伊勢崎市間野谷町135-1
設楽直也	医療法人日精堂設楽耳鼻咽喉科医院	伊勢崎市平和町25-30
駒井實	医療法人社団三思会ひかりクリニック	伊勢崎市間野谷町1114
中寺英介	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
高田成基	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
平井伸幸	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
周東朋子	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
井上宏貴	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
金古善明	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
谷本眞澄	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
豊田愛子	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
松本茂	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
荒巻哲夫	伊勢崎福島病院	伊勢崎市大手町18-10
小川孔幸	伊勢崎福島病院	伊勢崎市大手町18-10
岩白訓周	医療法人原病院	伊勢崎市境上武士898-1
岡田悠子	医療法人原病院	伊勢崎市境上武士898-1
吉川寿一	財団法人脳血管研究所附属美原記念病院	伊勢崎市太田町366
嶋田八恵	医療法人樹心会附属ひぐち内科歯科クリニック	佐波郡玉村町福島1080-1
嶋田八恵	医療法人樹心会角田病院	佐波郡玉村町上新田675-4
新井仁	医療法人樹心会角田病院	佐波郡玉村町上新田675-4
有山康代	医療法人樹心会角田病院	佐波郡玉村町上新田675-4
井手広樹	医療法人社団三思会ひかりクリニック	伊勢崎市間野谷町1114

西部保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
村木絢子	財団法人松井田病院	安中市松井田町新堀1300-1
倉林和隆	公立碓氷病院	安中市原市1-9-10
新井郁郎	医療法人信愛会本多病院	安中市鷲宮205-1

藤岡保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
諏訪裕人	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
武智泰彦	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
八田範子	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
渡辺亮	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
田嶋公平	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
設楽芳範	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
鈴木加奈子	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
中嶋直樹	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
間渕由紀夫	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
須賀俊博	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
金井光康	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
中里見征央	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
甲賀英明	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
入内島裕乃	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
龍城宏典	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
相澤智弘	医療法人育生会篠塚病院	藤岡市篠塚105-1
十合晋作	医療法人育生会篠塚病院	藤岡市篠塚105-1
松川幸英	医療法人育生会篠塚病院	藤岡市篠塚105-1
田中志岳	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
深澤信博	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
平柳公利	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
田中志岳	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
深澤信博	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
諏訪裕人	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
武智泰彦	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
八田範子	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
渡辺亮	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
田嶋公平	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1

設楽芳範	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
間渕由紀夫	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
金井光康	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
中里見征央	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
甲賀英明	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
入内島裕乃	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
龍城宏典	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
須賀俊博	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
鶴谷恭子	医療法人社団三思会くすの木病院	藤岡市藤岡607-22

富岡保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
金子文彦	医療法人民善会細谷病院	富岡市富岡1375
原永庫	医療法人民善会細谷病院	富岡市富岡1375
竹部兼太郎	竹部医院	富岡市一ノ宮1350
小川雅史	医療法人大和会西毛病院	富岡市神農原559-1
名取健	医療法人大和会西毛病院	富岡市神農原559-1
高橋源	公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1
小竹美絵	公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1
小畑力	公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1
澁澤一行	公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1
高柳聡	公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1
大木亮	公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1
阿美寛人	公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1
梅山哲	公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1
若旅正	公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1

吾妻保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
山下倫生	吾妻脳神経外科循環器科	吾妻郡東吾妻町大字原町760-1
相澤千鶴	吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院	吾妻郡中之条町大字五反田3891

青山義之	吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院	吾妻郡中之条町大字五反田3891
山崎雄高	吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院	吾妻郡中之条町大字五反田3891
阿久澤暢洋	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町大字上沢渡2136
近藤尚行	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町大字上沢渡2136
清水岳久	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町大字上沢渡2136
西澤康男	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町大字上沢渡2136
柳澤公明	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町大字上沢渡2136
中野枝里子	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町大字上沢渡2136
中島一恵	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町大字原町698
金子真理	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町大字原町698
八木久子	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町大字原町698
田中美佳	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町大字原町698
五十嵐淑子	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町大字原町698
栗原潤	くりはら医院	吾妻郡東吾妻町大字原町572-1

利根沼田保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
七五三木淳	しめぎ整形外科クリニック	沼田市柳町2563-12
朝比奈はるか	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
荒木修	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
家坂直子	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
曾我部陽子	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
田村明洋	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
西井昌弘	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
馬場裕之	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
前原光治郎	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
小磯博美	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
熊谷浩司	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
太島丈洋	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
岩崎靖樹	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1

廣村桂樹	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
宮武聡子	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
堀口昇男	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
水出雅文	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
小野善平	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
柿崎暁	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
石嶋秀行	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
半田寛	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
斉藤貴之	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
樋口京介	社団法人ほたか会ほたか病院	利根郡川場村大字生品1861
大脇嶺	医療法人パテラ会月夜野病院	利根郡みなかみ町真庭316
谷澤武久	医療法人パテラ会月夜野病院	利根郡みなかみ町真庭316
齋藤博之	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
津久井宏行	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
千木良正機	医療法人パテラ会月夜野病院	利根郡みなかみ町真庭316

東部保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
茂木洋一	もてぎこどもクリニック	太田市脇屋町526-1
阿部暁人	医療法人三省会堀江病院	太田市高林東町1800
三好勲	医療法人三省会堀江病院	太田市高林東町1800
榎本善成	医療法人三省会堀江病院	太田市高林東町1800
小暮均	小暮整形外科	太田市高林北町1968-1
柳澤健人	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
馬場啓聡	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
山崎文登	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
堀秀之	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
茂木健太郎	医療法人慶仁会城山病院	太田市飯塚町1
吉田泰雄	医療法人慶仁会城山病院	太田市飯塚町1
江田二葉	医療法人有坂会有坂医院	太田市龍舞町2072
根岸泉	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5

竹島昌栄	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
新倉寛輝	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
徳江政英	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
小松宏貴	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
榎本善成	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
長島義宜	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
山田美鈴	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
高橋総司	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
松本暁子	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
本島敏乃	本島総合病院	太田市西本町3-8
八木久子	本島総合病院	太田市西本町3-8
金子真理	本島総合病院	太田市西本町3-8
五十嵐淑子	本島総合病院	太田市西本町3-8
大津義晃	本島総合病院	太田市西本町3-8
浦野葉子	本島総合病院	太田市西本町3-8
中島一恵	本島総合病院	太田市西本町3-8
服部公彦	服部・えびすさまクリニック	太田市飯塚町985-1
服部伊里子	服部・えびすさまクリニック	太田市飯塚町985-1
檀原暢	医療法人赤城会三枚橋病院	太田市長手町1744
西雄二	医療法人赤城会三枚橋病院	太田市長手町1744
花岡直木	医療法人赤城会三枚橋病院	太田市長手町1744
浜本琢	医療法人赤城会三枚橋病院	太田市長手町1744
安田典夫	医療法人赤城会三枚橋病院	太田市長手町1744
村上忠	医療法人赤城会三枚橋病院	太田市長手町1744
我那覇剛	医療法人赤城会三枚橋病院	太田市長手町1744
小暮孝道	医療法人赤城会三枚橋病院	太田市長手町1744
春日功	医療法人赤城会三枚橋病院	太田市長手町1744
鶴田晋佑	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5

館林保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
笠原隆行	かさほら内科医院	邑楽郡邑楽町大字中野1845-7
高山賢哉	医療法人社団醫光会群馬アレルギー疾患・呼吸器内科病院	邑楽郡邑楽町大字篠塚3233-1
藤原寛樹	医療法人社団醫光会群馬アレルギー疾患・呼吸器内科病院	邑楽郡邑楽町大字篠塚3233-1
善如寺秀	介護老人保健施設いずみの里	邑楽郡大泉町北小泉1-26-1
青木千枝	医療法人海宝会海宝病院	館林市堀工町1269
大西祥五	医療法人海宝会海宝病院	館林市堀工町1269
岡部敏夫	医療法人海宝会海宝病院	館林市堀工町1269
堀井吉雄	堀井乳腺外科クリニック	館林市北成島町2645-4
隅田幸男	医療法人海宝会海宝病院	館林市堀工町1269
佐久間敦	さくま内科胃腸科クリニック	館林市花山町2576-4
清家伸子	館林記念病院	館林市台宿町7-18
新出理	館林記念病院	館林市台宿町7-18
宮澤洋	館林記念病院	館林市台宿町7-18
山本真也	つつじメンタルホスピタル	館林市小桑原町1505
内田紗弥香	館林厚生病院	館林市成島町262-1
遠藤路子	館林厚生病院	館林市成島町262-1
大山裕亮	館林厚生病院	館林市成島町262-1
岡田純幸	館林厚生病院	館林市成島町262-1
倉林誠	館林厚生病院	館林市成島町262-1
斉藤彩子	館林厚生病院	館林市成島町262-1
須藤亮	館林厚生病院	館林市成島町262-1
新島桂	館林厚生病院	館林市成島町262-1
細貝真弓	館林厚生病院	館林市成島町262-1
吉田武史	館林厚生病院	館林市成島町262-1
米山友貴	館林厚生病院	館林市成島町262-1
若林和樹	館林厚生病院	館林市成島町262-1
岩佐 晋	館林厚生病院	館林市成島町262-1
助川敦子	医療法人海宝会海宝病院	館林市堀工町1269

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成22年3月17日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(平成22年関東地方整備局告示第66号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画道路事業 3・3・8号高崎駅東口線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 平成12年建設省告示第2038号及び平成19年関東地方整備局告示第92号の事業地のうち群馬県高崎市上中居町字西屋敷地内において事業地を変更し、上中居町字早道場及び字辻薬師地内を加える。
使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成12年10月23日から平成24年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成22年3月25日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(平成22年関東地方整備局告示第94号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画道路事業 3・4・10号高崎駅観音山線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成10年12月2日から平成25年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成22年3月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(平成22年関東地方整備局告示第132号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画都市高速鉄道事業2号 東武鉄道伊勢崎線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号

- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年8月21日から平成27年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成22年3月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(平成22年関東地方整備局告示第133号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画道路事業 7・7・26号高架東1号線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年8月21日から平成27年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成22年3月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(平成22年関東地方整備局告示第134号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画道路事業 7・7・27号高架東2号線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年8月21日から平成27年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成22年3月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(平成22年関東地方整備局告示第135号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画道路事業 7・7・28号高架東3号線

- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年8月21日から平成27年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成22年3月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(平成22年関東地方整備局告示第136号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画道路事業 7・7・38号高架西1号線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年8月21日から平成27年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成22年3月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(平成22年関東地方整備局告示第137号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画道路事業 8・7・9号高架西歩行者専用1号線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年8月21日から平成27年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成22年3月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(平成22年関東地方整備局告示第138号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画道路事業 8・7・10号新伊勢崎駅歩行者専用1号線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年8月21日から平成27年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成22年3月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(平成22年関東地方整備局告示第139号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画道路事業 3・4・18号伊勢崎桐生線外1線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成16年8月30日から平成27年3月31日まで

群馬県住宅供給公社が高崎市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

平成22年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成22年3月30日

群馬県住宅供給公社

理事長職務代理者 横山 節 夫

- 1 高崎市に代わって市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 高崎市市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高崎市条例第62号)別表第1の市営住宅から本町市営住宅、新町10区第3団地、新町10区第7団地及び新町10区第8団地を除いた市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第127号

みどり市選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した。

平成22年3月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

施設の名称	所在地	種別	収容人員	面積	指定年月日
ながめ余興場	みどり市大間々町大間々 1635番地	劇場	650人	590.00㎡	平成22年3月2日

◎群馬県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党群馬県吾妻郡第三支部及び吾妻を考える会 萩原渉後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定による政治団体の収支報告書の要旨（平成20年群馬県選挙管理委員会告示第56号）及び政治団体の収支報告書の要旨（平成21年群馬県選挙管理委員会告示第88号）の一部を次のとおり訂正する。

平成22年3月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

政治団体の収支報告書の要旨（平成20年群馬県選挙管理委員会告示第56号）のうち、「自由民主党群馬県吾妻郡第三支部」の収支報告書の要旨中

「1	収入総額	600,105	
	本年收入額	600,105	を
2	支出総額	0	
3	翌年への繰越額	600,105	」
「1	収入総額	1,034,105	
	本年收入額	1,034,105	に、
2	支出総額	433,000	
3	翌年への繰越額	601,105	」
「	借入金	105	
	萩原渉	105	
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入		を
	自由民主党群馬県支部連合会	500,000	
	自由民主党群馬県支部連合会	500,000	」
「	借入金	434,105	
	萩原渉	105	
	吾妻を考える会 萩原渉後援会	434,000	
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	自由民主党群馬県支部連合会	500,000	
	自由民主党群馬県支部連合会	500,000	に改め、「吾妻を考える会 萩原渉後援
5	支出の内訳		
	経常経費	335,000	
	人件費	335,000	
	政治活動費	98,000	
	機関紙誌の発行その他の事業費	98,000	

機関紙誌の発行事業費 98,000」

会」の収支報告書の要旨中

「2 支出総額	13,973,653	を
3 翌年への繰越額	589,825	
「2 支出総額	14,407,653	に、
3 翌年への繰越額	155,825	
「政治活動費	4,548,439	を
「政治活動費	4,982,439	に、
「調査研究費	2,300	を
「調査研究費 その他の経費	2,300 434,000	に改める。

政治団体の収支報告書の要旨(平成21年群馬県選挙管理委員会告示第88号)のうち、「自由民主党群馬県吾妻郡第三支部」の収支報告書の要旨中

「1 収入総額	1,563,985	
前年繰越額	600,105	
本年収入額	963,880	
2 支出総額	965,825	を
3 翌年への繰越額	598,160	
4 本年収入の内訳 寄附(内訳別掲)	100,000	
「1 収入総額	1,568,985	
前年繰越額	601,105	
本年収入額	967,880	
2 支出総額	965,825	に、
3 翌年への繰越額	603,160	
4 本年収入の内訳 寄附(内訳別掲) 個人分	104,000 4,000	
「【寄附の内訳】		」を
「【寄附の内訳】 (個人分)		に改め、「吾妻を考える会 萩原渉後援 年間五万円以下のもの
	4,000	

会」の収支報告書の要旨中

「1 収入総額	1,751,625	を
前年繰越額	589,825	
「1 収入総額	1,317,625	に、
前年繰越額	155,825	
「3 翌年への繰越額	597,577	を
「3 翌年への繰越額	163,577	に改める。

■ 議会規則

群馬県議会議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

群馬県議会議長 原 富夫

群馬県議会議規則第一号

群馬県議会議規則の一部を改正する規則

群馬県議会議規則(昭和三十一年群馬県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四十六条に次の一項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
